

お知らせ

予防接種を受けましょう



風しんワクチン予防接種の 接種費用を一部助成

問合せ先／健康づくり課 (978-7100)

妊娠初期の女性が感染すると赤ちゃんに障害が起る「先天性風しん症候群」の発生を予防するため、接種費用の一部を助成します。

風しんの抗体価が低く、予防接種が必要と判定された人で接種を希望する人は健康づくり課窓口で手続きを行ってください。

○助成期間

4月1日～平成30年3月31日

○対象

風しん抗体検査の結果、予防接種が必要と判断された町民で、①妊娠を予定、希望する女性②妊娠をしている女性の同一世帯の人

○助成額

- ・風しん・麻しん混合ワクチン (MR)：5,000円
 - ・風しんワクチン：4,000円
- ※差額は自己負担となります。

○実施場所

指定医療機関 (申請時に説明)

○接種までの流れ

- ①東部保健所に抗体検査を申し込む
- ②抗体検査を医療機関で実施
- ③抗体検査の結果通知をもらう (抗体がある場合は終了。無い場合は④へ)
- ④健康づくり課窓口へ結果通知と認め印を持参し、予防接種の申し込みを行う
- ⑤医療機関を予約し、予防接種を受ける
- ⑥接種した医療機関で差額分の接種費用を支払う

○その他

女性は接種前1か月と接種後2か月は妊娠しないように注意してください。抗体がある人は接種の必要はありません。県が助成している抗体検査以外にも、自費、妊婦健康診査などで実施した検査結果でも助成申し込み可能です。

お知らせ

4月1日から新たに開始



新生児聴覚スクリーニング 検査費用の助成を開始します

問合せ先／健康づくり課 (978-7100)

「音が聞こえる」ということは、物事を認識して話をし、コミュニケーションをとるための大事なファーストステップです。ことばの発達などを考え、早期に発見し、適切な治療・援助をすることが大切です。

○対象者

平成29年4月1日以降生まれで、検査日に函南町に住居登録がある6か月未満の乳児

○助成額

自動 ABR：4,700円、OAE：2,100円
(助成額を超えた金額は自己負担)

○対象医療機関

県内の産科 (病院・医院)

○受診方法

新生児聴覚スクリーニング検査受診票 (黄緑色) を持参のうえ、出産した病院で検査をする場合は入院中の早い時期に、出産した病院で検査ができない場合は生後1か月までの早い時期に受けてください。

○受診票について

4月1日以降に母子手帳の交付を受けた人は、一緒に渡す「別冊」に受診票が入っています。すでに交付を受けた人で対象者には3月中旬に受診票を送付済みです。

○県外で検査する場合

償還払いをしますので、全額自己負担でお支払いください。その後、領収証や明細書などの原本 (検査の種類、費用が明記されているもの)、母子健康手帳、新生児聴覚スクリーニング検査受診票、印鑑、通帳を用意し、健康づくり課窓口へ申請を行ってください。

お知らせ

妊婦の皆さんご確認ください



妊婦健康診査受診の 一部変更について

問合せ先／健康づくり課 (978-7100)

4月1日から、妊婦健康診査受診票に GBS 検査受診票が1枚追加されました。

GBS 検査は妊娠 34 週以降に使用できるものとなります。4月1日以降に母子手帳の交付を受け人は、一緒に渡す「別冊」に受診票が入っています。すでに交付を受けた人で対象者には、3月中旬に受診票を送付済みです。(GBS 検査が該当する血液検査を受けている場合は対象外)

また、お手持ちの受診票の中で、妊娠週数における使用可能な受診票の変更が一部ありますが、差し替えはしませんので、送付した目安表を参考にしてください。お手元に届いていない場合はご連絡ください。

○GBS 検査とは…

おりもの検査の1つです。お産時は、赤ちゃんの GBS (B 群連鎖球菌) 感染を防ぐために行います。

○その他

4月1日から、妊婦健康診査受診票の償還払いができるようになります。県外の医療機関を受診する人はお問い合わせください。

お知らせ

5月1日から通行可能です



塚本地内の河川堤防道路が 一方通行の町道に変わります

問合せ先／都市計画課 (979-8117)

国土交通省が河川管理用道路としている塚本地内の堤防道路を道の駅へのアクセスする道路として使用するため、5月1日 (月) から町が管理する一方通行の町道塚本 84 号線に変わります。

○場所

塚本地内塚本橋付近～日守大橋手前



お知らせ

高齢者の社会参加と地域の支え合いづくり

地域で支え合い、住み慣れた場所で最期まで自分らしく暮らすために ～函南町地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み⑪～

問合せ先／福祉課 (979-8126) 社会福祉協議会 (978-9288) 地域包括支援センター (978-1700)



人生 90 年の時代を迎え、いつまでも住み慣れた場所で自立した日常生活を営むことができるように、高齢者の社会参加と地域の支え合いづくりを推進する介護予防・日常生活支援総合事業が 4月1日から始まりました。

介護保険の要支援の認定を受けてデイサービスとホームヘルプを利用している人は、更新時期に合わせて総合事業のサービスに順次移行します。

65 歳以上で自立した生活を送るために新たにデイサービスやホームヘルプの利用希望者は、基本チェックリストの結果により地域包括支援センターが作成する介護予防ケアマネジメントに基づいてサービスを利用できます。

元気な高齢者は、地域の皆さんが中心になって公民館などで進めている介護予防教室や地域の居場所づくりに積極的に参加しましょう。社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが皆さんの交流を促進する住民主体の活動を支援しています。